

新 (R6. 10. 15 適用版)

※変更箇所のみ抜粋

建築関係設計業務等委託料算定基準等の運用 (令和6年10月15日)

1. 「第1章総則」関係

2. 1 (1) ~ (2) 一般業務及び追加業務

- (ア) (省略)
- (イ) 算定要領第2章2. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例
 - ・ (省略)
 - ・ 木造化手法の検討
 - ・ (省略)
- (ウ) (省略)

2. 「第2章業務人・時間数の算定方法」関係

2. 2、5. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定における建築物の類型 (告示別添二による建築物の類型と県有施設の関係)

算定要領第2章2. 2及び5. 2において引用する令和6年国土交通省告示第8号 (以下「告示8号」という。) 別添二に掲げられている建築物の類型と、個別の県有施設の類型との対応関係については、表1に示す例示を参考に、当該県有施設の用途等に応じて適切に判断すること。
(以下、省略)

2. 2 適用規模の範囲外となる場合の一般業務に係る業務人・時間数

(表2) 第1類と第2類の算定値が逆転する場合に採用する算定値

建築物の類型	床面積の合計が適用規模の最小値を下回る場合	床面積の合計が適用規模の最大値を上回る場合
第一号、第三号、第四号、第五号、第九号、第十号	第1類	第2類

2. 2 (3)、5. 2 (2) 難易度係数

木造の建築物の設計 (総合・構造) 及び工事監理 (構造) に係る業務人・時間数の算定に当たっては、算定要領第2章2. 2 (3) 及び5. 2 (2) に準じて、難易度係数による補正を行うことができるものとする。この場合、算定要領において引用している告示8号別添三第3項及び第4項の各表における「木造の建築物」の欄に掲げる係数を用いることができる。

現行

※変更箇所のみ抜粋

建築関係設計業務等委託料算定基準等の運用 (令和3年10月15日)

1. 「第1章総則」関係

2. 1 (1) ~ (2) 一般業務及び追加業務

- (ア) (省略)
- (イ) 算定要領第2章2. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例
 - ・ (省略)
 - ・ (省略)
 - ・ (省略)
- (ウ) (省略)

2. 「第2章業務人・時間数の算定方法」関係

2. 2、5. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定における建築物の類型 (告示別添二による建築物の類型と県有施設の関係)

算定要領第2章2. 2及び5. 2において引用する平成31年国土交通省告示第98号 (以下「告示98号」という。) 別添二に掲げられている建築物の類型と、個別の県有施設の類型との対応関係については、表1に示す例示を参考に、当該県有施設の用途等に応じて適切に判断すること。
(以下、省略)

2. 2 適用規模の範囲外となる場合の一般業務に係る業務人・時間数

(表2) 第1類と第2類の算定値が逆転する場合に採用する算定値

建築物の類型	床面積の合計が適用規模の最小値を下回る場合	床面積の合計が適用規模の最大値を上回る場合
第一号、第三号、第四号、第五号、第九号、第十号及び第十二号	第1類	第2類
第二号	第1類	第1類
第八号	第2類	第1類

2. 2 (3)、5. 2 (2) 難易度係数

小規模な木造の建築物の設計 (総合・構造) 及び工事監理 (構造) に係る業務人・時間数の算定に当たっては、算定要領第2章2. 2 (3) 及び5. 2 (2) に準じて、難易度係数による補正を行うことができるものとする。この場合、算定要領において引用している告示98号別添三第3項及び第4項の各表における「木造の建築物 (小規模なものを除く。)」の欄に掲げる係数を用いることができる。

新 (R6. 10. 15 適用版)

2. 2 (4)、5. 2 (3) 複合建築物の算定方法

複数の用途 (告示 8 号別添二の類型) により構成される建築物であっても、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

なお、複合建築物の算定方法については、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」(業務報酬基準検討委員会 編)(公益社団法人 日本建築士会連合会 発行)(以降「業務報酬基準ガイドライン」とする。)の 5-4-2、6-2-2 を参考とすることができる。

2. 3 (1) 追加業務(積算業務)の業務人・時間数

(表 3) 積算業務に係る業務細分率

積算業務項目	積算業務に係る業務細分率
積算数量算出書の作成	0.51
単価作成資料の作成	0.18
見積収集	0.19
見積検討資料の作成	0.12

3. 2 改修工事の設計業務に係る業務人・時間数

改修工事の設計業務に係る業務人・時間数の算定においては、次に掲げる点に留意する。

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) 改修工事の設計の業務内容は個別性が高いため、複雑度を図面毎に設定するほか、一般業務に含まれない業務は追加業務として計上するなどにより業務人・時間数を適切に計上することとしているが、その上でも平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる業務である場合に、実情に応じて業務人・時間数を補正できるものとしている。難易度による補正を行うに当たっては、この趣旨を十分に理解のうえ 0.1 から 2.0 の範囲を目安に設定する。

(4) 解体工事における算定については、設計に係る業務に関する算定方法 2【改修工事】(図面目録に基づく算定方法) によることとし、各図面の複雑度を判定して設定すること。

(5) 図面 1 枚毎の業務人・時間数の算定式は、実施設計図面を作成するうえで参考となる既存図面を発注者が貸与する場合を基本としている。このため、既存図面及び書式を CAD データ等の編集可能なデータ形式により提供 (紙、PDF 形式の電子データ等をそのまま使用して作図可能である場合を含む。) し、かつ、受注者がそれを利用することにより設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合に、その低減分を考慮する必要がある。この低減のための係数である「CAD データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、0.7 を標準として設定する。なお、既存図面を紙、PDF 形式の電子データ等により提供する場合 (それらをそのまま使用して作図可能である場合を除く。), 「CAD データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は 1.0 を標準として設定する。また、参考となる既存図面を提供できず、受注者が実施設計図面の作成に当たり、現地の実測調査等を実施する必要がある場合は、これに係る業務人・時間数を追加業務に適切に計上する必要がある。

現 行

2. 2 (4)、5. 2 (3) 複合建築物の算定方法

複数の用途 (告示 9 8 号別添二の類型) により構成される建築物であっても、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

なお、複合建築物の算定方法については、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」(業務報酬基準検討委員会 編)(公益社団法人 日本建築士会連合会 発行)(以降「設計ガイドライン」とする。)の 5-4-2、6-2-2 を参考とすることができる。

2. 3 (1) 追加業務(積算業務)の業務人・時間数

(表 3) 積算業務に係る業務細分率

積算業務項目	積算業務に係る業務細分率
積算数量算出書の作成	0.54
単価作成資料の作成	0.15
見積収集	0.17
見積検討資料の作成	0.14

3. 2 改修工事の設計業務に係る業務人・時間数

改修工事の設計業務に係る業務人・時間数の算定においては、次に掲げる点に留意する。

(1) (省略)

(2) (省略)

(4) 改修工事の設計の業務内容は個別性が高いため、複雑度を図面毎に設定するほか、一般業務に含まれない業務は追加業務として計上するなどにより業務人・時間数を適切に計上することとしているが、その上でも平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる業務である場合に、実情に応じて業務人・時間数を補正できるものとしている。難易度による補正を行うに当たっては、この趣旨を十分に理解のうえ _____ 設定する。

(5) 解体工事における算定については、設計に係る業務に関する算定方法 2【改修工事】(図面目録に基づく算定方法) によることとし、各図面の複雑度を判定して設定すること。

(3) 図面 1 枚毎の業務人・時間数の算定式は、実施設計図面を作成するうえで参考となる既存図面を発注者が貸与する場合を基本としている。このため、既存図面及び書式を CAD データ等の編集可能なデータ形式により提供 (紙、PDF 形式の電子データ等をそのまま使用して作図可能である場合を含む。) し、かつ、受注者がそれを利用することにより設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合に、その低減分を考慮する必要がある。この低減のための係数である「CAD データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、0.7 を標準として設定する。なお、既存図面を紙、PDF 形式の電子データ等により提供する場合 (それらをそのまま使用して作図可能である場合を除く。), 「CAD データの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は 1.0 を標準として設定する。また、参考となる既存図面を提供できず、受注者が実施設計図面の作成に当たり、現地の実測調査等を実施する必要がある場合は、これに係る業務人・時間数を追加業務に適切に計上する必要がある。

新 (R6. 10. 15 適用版)

(参考資料)

(1) 建築物の類型
告示8号別添二

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計を必要とするもの)
第一号 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
第三号 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
第六号 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舍等	—
第七号 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
第九号 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
第十号 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
第十一号 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	—
第十二号 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
第十三号 戸建住宅(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)	戸建住宅等	
第十四号 戸建住宅(詳細設計を必要とするもの)	戸建住宅等	
第十五号 その他の戸建住宅	戸建住宅等	

現行

(参考資料)

(1) 建築物の類型
告示98号別添二

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計を必要とするもの)
第一号 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
第三号 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
第六号 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舍等	—
第七号 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
第九号 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
第十号 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
第十一号 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	—
第十二号 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
第十三号 戸建住宅(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)	戸建住宅等	
第十四号 戸建住宅(詳細設計を必要とするもの)	戸建住宅等	
第十五号 その他の戸建住宅	戸建住宅等	

新 (R6. 10. 15 適用版)

(2) 難易度係数
算定要領第2章2. 2 (3) 及び5. 2 (2) において引用している [告示8号別添三第3項](#) から第5項の表は次のとおり。

[告示8号別添三](#)

第3項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	—	1.30
木造の建築物	1.08	1.13

第4項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物 <u>又は特殊な敷地上の建築物</u>	1.13	1.25
特殊な解析、性能検証等を要する建築物、 <u>特殊な構造の建築物 (国土交通省の認定を要するものを除く。)</u> 又は免震建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.22	1.23
—	—	—
—	—	—
木造の建築物	1.02	1.16

第5項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物 <u>又は特殊な敷地上の建築物</u>	1.09	1.35
特別な性能を有する設備が設けられている建築物	1.21	1.08

(参考) 難易度係数の考え方

[「業務報酬基準ガイドライン」](#)において、難易度係数による補正の対象建築物として主に想定している事例が下記のとおり示されている。

難易度による補正の対象建築物	難易度係数		主に想定している事例
	設計	工事監理等	
[総合] (告示別添三第3項関係)			
特殊な形状の建築物 <u>又は特殊な敷地上の建築物</u>	設定なし	1.30	<ul style="list-style-type: none"> ・上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、構造、設備との調整・統合を含め特別な対応や検討を要する計画を行わなければならない場合 ・著しい高低差がある敷地の場合 ・特殊な平面形状の敷地の場合 ・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合 <u>等</u>

現行

(2) 難易度係数
算定要領第2章2. 2 (3) 及び5. 2 (2) において引用している [告示98号別添三第3項](#) から第5項の表は次のとおり。

[告示98号別添三](#)

第3項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な敷地上の建築物	1.05	—
木造の建築物 <u>(小規模なものを除く。)</u>	1.35	—

第4項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物	1.15	1.25
特殊な敷地上の建築物	1.15	1.20
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.15	1.10
—	—	—
特殊な構造の建築物 <u>(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)</u>	1.50	—
免震建築物 <u>(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)</u>	1.30	1.05
木造の建築物 <u>(小規模なものを除く。)</u>	1.65	1.40

第5項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物	—	1.35
特殊な敷地上の建築物	1.55	1.50
特別な性能を有する設備が設けられている建築物	1.25	1.45

(参考) 難易度係数の考え方

[「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」](#) (業務報酬基準検討委員会編) において、難易度係数による補正の対象建築物として主に想定している事例が下記のとおり示されている。

難易度による補正の対象建築物	難易度係数		主に想定している事例
	設計	工事監理等	
[総合] (告示別添三第3項関係)			
特殊な敷地上の建築物	1.05	設定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい高低差がある敷地の場合 ・特殊な平面形状の敷地の場合 ・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合 <u>等</u>

新 (R6. 10. 15 適用版)				現 行			
木造の建築物 _____ _____	1.08	1.13	<ul style="list-style-type: none"> _____木造建築物 (設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など) の場合 <u>等</u> 	木造の建築物 (小規模な _____ ものを除く。)	1.35	設定なし	<ul style="list-style-type: none"> 1,000 m²以上の木造建築物 (設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など) の場合 _____
[構造] (告示別添三第4項関係)				[構造] (告示別添三第4項関係)			
特殊な形状の建築物 <u>又は特殊な敷地上の建築物</u>	1.13	1.25	<ul style="list-style-type: none"> 上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、<u>構造において特殊な検討を要する</u>計画を行わなければならない場合 地下が深く、土圧・水圧への特別な配慮を行わなければならない場合 塔状比の大きい建築物で特別な引抜き抵抗を要する場合 スキップフロアやスロープを有し、「階」の概念が特殊となる場合 <u>架構の平面形状が円形や三角形などで水平荷重時解析に0°、90°以外の角度の解析が必要となる場合</u> <u>渡り廊下等で変形が拘束され、特別な配慮が必要となる場合</u> <u>支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合</u> <u>軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合</u> <u>地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合</u> <u>隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合</u> <u>著しい高低差がある敷地で、片土圧の影響が大きい場合 等</u> 	特殊な形状の建築物 _____	1.15	1.25	<ul style="list-style-type: none"> 上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、<u>柱抜けなどの</u>計画を行わなければならない場合 地下が深く、土圧・水圧への特別な配慮を行わなければならない場合 塔状比の大きい建築物で特別な引抜き抵抗を要する場合 スキップフロアやスロープを有し、「階」の概念が特殊となる場合
_____	_____	_____	_____	特殊な敷地上の建築物	1.15	1.20	<ul style="list-style-type: none"> <u>支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合</u> <u>軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合</u> <u>地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合や、隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合</u> <u>著しい高低差がある敷地で、片土圧の影響が大きい場合</u>
特殊な解析、性能検証等を要する建築物、 <u>特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)</u> <u>又は免震建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)</u>	1.22	1.23	<ul style="list-style-type: none"> 塔状建物や超高層建物で、風の影響の検討 (風応答解析など) を必要とする場合 プラントや複数のクレーンを持つ工場など特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 精密機械工場など特別な使用性能の検討を要する場合 著しく長大な建築物で温度変化の影響の検討を要する場合 特別な構造基準を要する場合 (<u>スロッシング荷重確認のための容器構造設計指針、居住性性能指針、プレストレス指針、CFT指針など</u>) 木造準耐火建築物で燃え代設計を行う場合 CLTなど比較的新しい工法で建てる建築物で、調査・研究が必要となり設計に時間がかかる場合 伝統的な構法で建てる建築物で、高度な解析を伴う限界耐力計算が必要となる場合 任意形状応力解析やFEM解析が必要となる建築物の場合 膜構造、ケーブル構造、プレストレスコンクリートなど特殊工法を適用する場合 告示による免震建築物の場合 等 	特殊な解析、性能検証等を要する建築物 _____	1.15	1.10	<ul style="list-style-type: none"> 塔状建物や超高層建物で、風の影響の検討 (風応答解析など) を必要とする場合 プラント _____ など特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 精密機械工場など特別な使用性能の検討を要する場合 著しく長大な建築物で温度変化の影響の検討を要する場合 特別な構造基準を要する場合 _____

新 (R6. 10. 15 適用版)				現 行			
				特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.50	設定なし	・膜構造、ケーブル構造、プレストレスコンクリート造など特殊工法を適用する場合
				免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.30	1.05	・告示による免震建築物の場合
木造の建築物	1.02	1.16	・許容応力度計算を行う木造建築物(部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など)の場合等	木造の建築物(小規模なものを除く。)	1.65	1.40	・1,000㎡以上の木造建築物(許容応力度計算に燃えしる計算が追加、部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など)の場合
[設備](告示別添三第5項関係)				[設備](告示別添三第5項関係)			
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	1.09	1.35	<ul style="list-style-type: none"> ・上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、設備において特殊な検討を要する計画を行わなければならない場合 ・大空間や大スパン等の平面又は断面が著しく複雑な建築物の場合 ・木造建築物等における設備ダクト、配管、配線の貫通不可や直天等の建築計画に応じた著しく複雑な設備計画を要する場合 ・計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 ・公共インフラ(給排水、ガス、電気)との接続が困難、既存インフラ(給排水、ガス、電気)の切回しや盛替え等が生じるなど複雑なインフラ検討を要する場合等 	特殊な形状の建築物	設定なし	1.35	<ul style="list-style-type: none"> ・大空間や大スパン等の平面又は断面が著しく複雑な建築物の場合
				特殊な敷地上の建築物	1.55	1.50	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 ・排水本管のレベルが高いなど、公共インフラとの接続が困難な場合
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.21	1.08	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー性能指標(BE I)が0.8以下を求められる高度な設備計画を要する場合 ・コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 ・被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 ・特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 ・室内環境・快適性・機能性等の向上及び確保のため、避難・人間行動、温熱環境、通風、照明、音響環境、ほかを高める検討を行う場合 ・第1類(標準的なもの)の建築物用途に、第2類(複雑な設計等を必要とするもの)相当レベルの快適性・機能性を高める設備を付加する場合 	特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.25	1.45	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱、井水、河川水、地中熱等の利用や省エネルギー性能指標(BE I)が0.75~0.5相当の省エネ性能を高める設備を要する場合 ・コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 ・被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 ・特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 ・光、温熱、気流、音響環境等の快適性を高める設備を要する場合

新 (R6. 10. 15 適用版)

(参考) 複合建築物の算定の考え方

要領 2. 2 (4)、5. 2 (3) 複合建築物の算定方法について、主たる用途が明らかである場合以外の業務量の算定については、以下の状況別により算定することができるものとする。(業務報酬基準ガイドラインの抜粋)

- ①複数用途が構造的に完全に区分可能な建築物に係る算定準用イメージ
- ・複数の用途から構成される建築物で、エキスパンジョイント等により構造的に完全に区分されているような場合の業務量算定方法 (業務量は「業務人・時間数」と同じものとする。以下同じ)

条件： 用途① (X m²)、用途② (Y m²)

	総合		構造		設備	
	用途①	用途②	用途①	用途②	用途①	用途②
床面積	X	Y	X	Y	X	Y
業務量*	a	b	c	d	e	f
複合化係数 (設計)	1.06		0.91		1.07	
複合化係数 (監理)	1.05		0.89		0.92	
業務量計	(a+b) × 複合化係数		c+d		(e+f) × 複合化係数	
総業務量	(a+b) × 複合化係数(総合) + c+d+ (e+f) × 複合化係数(設備)					

- ※対象外業務率を反映した業務量 (積算業務の場合は対象外業務率を反映させない)
- ※難易度係数による補正を反映した業務量 (積算業務の場合は補正を反映させない)
- ※構造的に完全に区分されている場合は、それぞれの建築物で構造計算を行うため、複合化による影響は考慮しない。

- ②複数用途で、独立運用が可能な建築物に係る算定準用イメージ
- ・建築物の用途ごとに独立した動線 (避難経路を除く) が計画されており、用途ごとに単独で施設運用 (付帯設備 (駐車場・機械室等) の共用は施設運用に含まれないものとする) が可能な場合の業務量算定方法

条件： 用途① (X m²)、用途② (Y m²)

	総合		構造		設備	
	用途①	用途②	用途①	用途②	用途①	用途②
床面積	X	Y	X	Y	X	Y
業務量*	a	b	c	d	e	f
複合化係数 (設計)	1.06		0.91		1.07	
複合化係数 (監理)	1.05		0.89		0.92	
業務量計	(a+b) × 複合化係数		(c+d) × 複合化係数		(e+f) × 複合化係数	
総業務量	(a+b) × 複合化係数(総合) + (c+d) 複合化係数(構造) + (e+f) 複合化係数(設備)					

現 行

(参考) 複合建築物の算定の考え方

要領 2. 2 (4)、5. 2 (3) 複合建築物の算定方法について、主たる用途が明らかである場合以外の業務量の算定については、以下の状況別により算定することができるものとする。(設計ガイドラインの抜粋)

- ①複数用途が構造的に完全に区分可能な建築物に係る算定準用イメージ
- ・複数の用途から構成される建築物で、エキスパンジョイント等により構造的に完全に区分されているような場合の業務量算定方法 (業務量は「業務人・時間数」と同じものとする。以下同じ)

条件： 用途① (X m²)、用途② (Y m²)

	総合		構造		設備	
	用途①	用途②	用途①	用途②	用途①	用途②
床面積	X	Y	X	Y	X	Y
業務量*	a	b	c	d	e	f
業務量計	(a+b)		c+d		(e+f)	
総業務量	(a+b) + c+d+ (e+f)					

- ※対象外業務率を反映した業務量 (積算業務の場合は対象外業務率を反映させない)
- ※難易度係数による補正を反映した業務量 (積算業務の場合は補正を反映させない)

- ②複数用途で、独立運用が可能な建築物に係る算定準用イメージ
- ・建築物の用途ごとに独立した動線 (避難経路を除く) が計画されており、用途ごとに単独で施設運用 (付帯設備 (駐車場・機械室等) の共用は施設運用に含まれないものとする) が可能な場合の業務量算定方法

条件： 用途① (X m²)、用途② (Y m²)

複合化係数：設計 (総合：1.00、構造：0.85、設備：1.00)、工事監理 (総合：0.95、構造：0.75、設備：0.80)

	総合		構造		設備	
	用途①	用途②	用途①	用途②	用途①	用途②
床面積	X	Y	X	Y	X	Y
業務量*	a	b	c	d	e	f
複合化係数 (設計)	1.00		0.85		1.00	
複合化係数 (監理)	0.95		0.75		0.80	
業務量計	(a+b) × 複合化係数		(c+d) × 複合化係数		(e+f) × 複合化係数	
総業務量	(a+b) × 複合化係数(総合) + (c+d) 複合化係数(構造) + (e+f) 複合化係数(設備)					

新 (R6. 10. 15 適用版)	現 行																								
<p>※対象外業務率を反映した業務量 (積算業務の場合は対象外業務率を反映させない)</p> <p>※難易度係数による補正を反映した業務量 (積算業務の場合は補正を反映させない)</p> <p>・算出した総業務量が、各用途の単独用途とした場合の業務量のうちの少ない方の業務量より多い場合採用可能。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>※対象外業務率を反映した業務量 (積算業務の場合は対象外業務率を反映させない)</p> <p>※難易度係数による補正を反映した業務量 (積算業務の場合は補正を反映させない)</p> <p>・算出した総業務量が、各用途の単独用途とした場合の業務量のうちの少ない方の業務量より多い場合採用可能。</p> <p><u>③複数用途で、独立運用ができない建築物に係る算定準用イメージ</u></p> <p>・<u>①、②以外の複数用途の建築物の場合の業務量算定方法</u></p> <p><u>条件： 用途① (X m²)、用途② (Y m²)、共用用途 (Z m²)</u></p> <p><u>複合化係数：設計 (総合：1.00、構造：0.90、設備：1.05)、工事監理 (総合：1.05、構造：0.70、設備：0.70)</u></p> <table border="1" data-bbox="1489 743 2674 1136"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2"><u>総合 (※構造、設備も同様に計算)</u></th> </tr> <tr> <th></th> <th><u>用途①</u></th> <th><u>用途②</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>床面積 (みなし)</u></td> <td><u>$\frac{X + Z \times X}{X + Y}$</u></td> <td><u>$\frac{Y + Z \times Y}{X + Y}$</u></td> </tr> <tr> <td><u>業務量[※]</u></td> <td><u>$[X + Y + Z] \text{ m}^2$の業務量：A 用途①の業務量：$A \times X / (X + Y)$</u></td> <td><u>$[X + Y + Z] \text{ m}^2$の業務量：B 用途②の業務量：$B \times Y / (X + Y)$</u></td> </tr> <tr> <td><u>複合化係数 (設計)</u></td> <td colspan="2"><u>1.00</u></td> </tr> <tr> <td><u>複合化係数 (監理)</u></td> <td colspan="2"><u>1.05</u></td> </tr> <tr> <td><u>業務量計</u></td> <td colspan="2"><u>$(A \times X / (X + Y) + B \times Y / (X + Y)) \times \text{複合化係数}$</u></td> </tr> <tr> <td><u>総業務量</u></td> <td colspan="2"><u>総合業務量計 + 構造業務量計 + 設備業務量計</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象外業務率を反映した業務量 (積算業務の場合は対象外業務率を反映させない)</p> <p>※難易度係数による補正を反映した業務量 (積算業務の場合は補正を反映させない)</p> <p>・算出した総業務量が、各用途の単独用途とした場合の業務量のうちの少ない方の業務量より多い場合採用可能。</p>		<u>総合 (※構造、設備も同様に計算)</u>			<u>用途①</u>	<u>用途②</u>	<u>床面積 (みなし)</u>	<u>$\frac{X + Z \times X}{X + Y}$</u>	<u>$\frac{Y + Z \times Y}{X + Y}$</u>	<u>業務量[※]</u>	<u>$[X + Y + Z] \text{ m}^2$の業務量：A 用途①の業務量：$A \times X / (X + Y)$</u>	<u>$[X + Y + Z] \text{ m}^2$の業務量：B 用途②の業務量：$B \times Y / (X + Y)$</u>	<u>複合化係数 (設計)</u>	<u>1.00</u>		<u>複合化係数 (監理)</u>	<u>1.05</u>		<u>業務量計</u>	<u>$(A \times X / (X + Y) + B \times Y / (X + Y)) \times \text{複合化係数}$</u>		<u>総業務量</u>	<u>総合業務量計 + 構造業務量計 + 設備業務量計</u>	
	<u>総合 (※構造、設備も同様に計算)</u>																								
	<u>用途①</u>	<u>用途②</u>																							
<u>床面積 (みなし)</u>	<u>$\frac{X + Z \times X}{X + Y}$</u>	<u>$\frac{Y + Z \times Y}{X + Y}$</u>																							
<u>業務量[※]</u>	<u>$[X + Y + Z] \text{ m}^2$の業務量：A 用途①の業務量：$A \times X / (X + Y)$</u>	<u>$[X + Y + Z] \text{ m}^2$の業務量：B 用途②の業務量：$B \times Y / (X + Y)$</u>																							
<u>複合化係数 (設計)</u>	<u>1.00</u>																								
<u>複合化係数 (監理)</u>	<u>1.05</u>																								
<u>業務量計</u>	<u>$(A \times X / (X + Y) + B \times Y / (X + Y)) \times \text{複合化係数}$</u>																								
<u>総業務量</u>	<u>総合業務量計 + 構造業務量計 + 設備業務量計</u>																								